

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備が進められるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

↓【氷川町：ハザードマップ】(土砂災害、洪水浸水) [令和3年3月更新予定]

URL : http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/one_html3/pub/default.aspx?c_id=30

(高潮：ハザードマップ)

- 台風時の高潮・大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤等、海岸保全施設の整備・維持管理を着実にを行う必要がある。

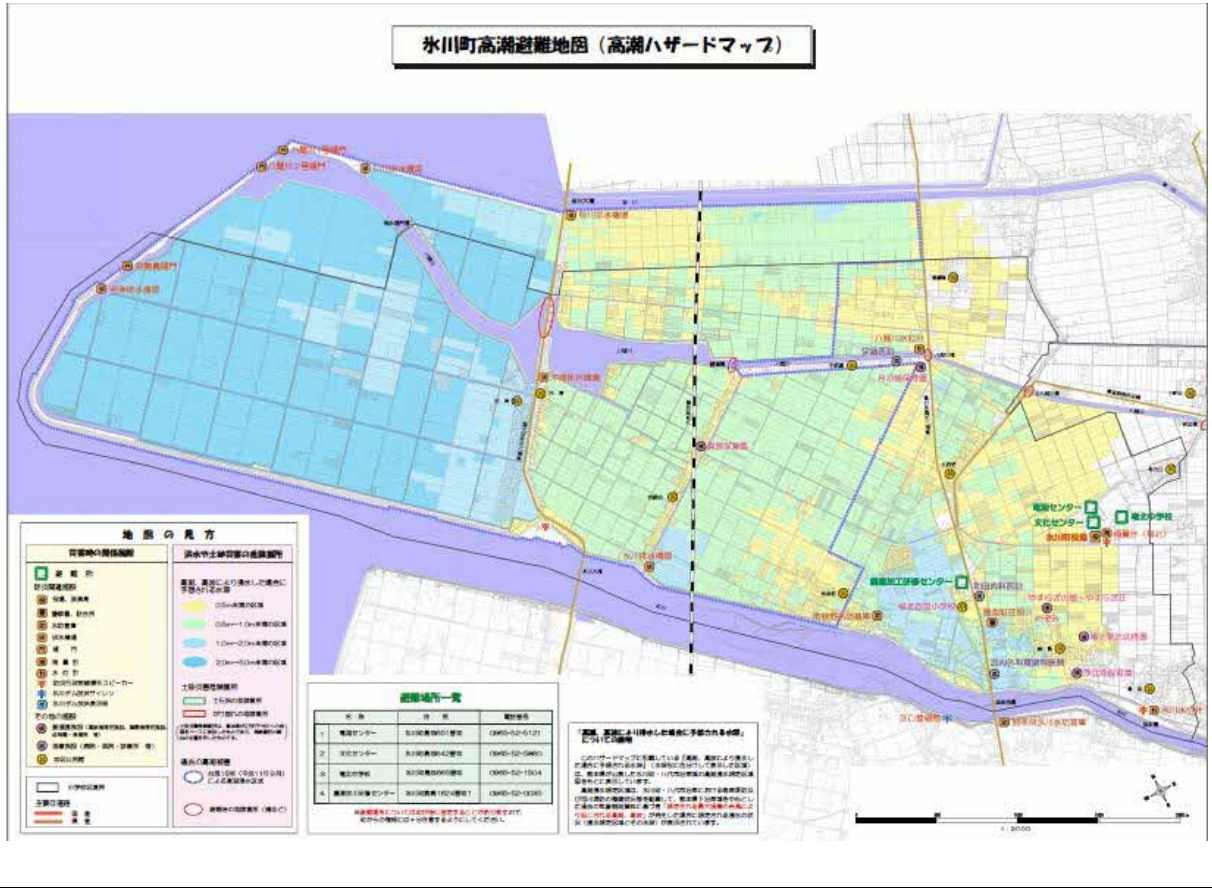
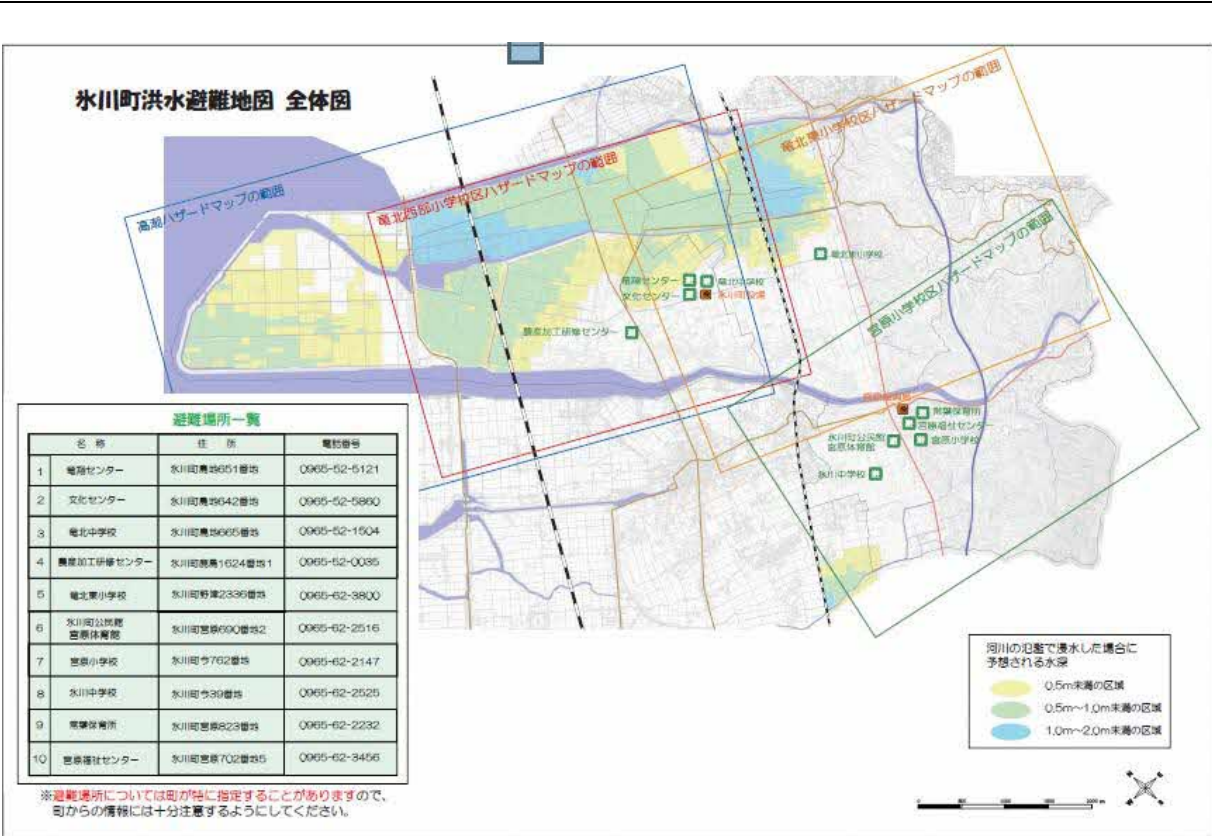
当町では、平成11年9月の台風18号により八代海周辺で猛烈な風と大潮が満潮と重なったことにより高潮が発生し、家屋並びに農作物等に甚大な被害をもたらした。

↓【高潮：ハザードマップ】 [令和3年3月更新予定]

URL : http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/one_html3/pub/default.aspx?c_id=6

氷川町大雨冠水注意マップ





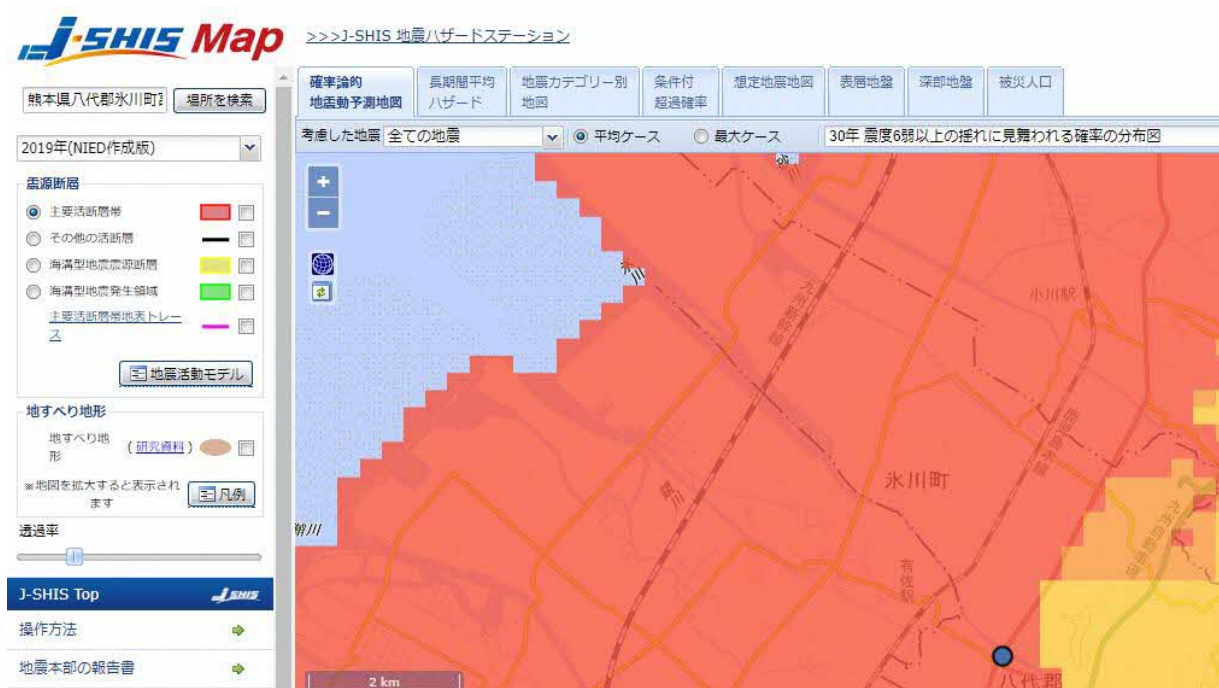
(地震：J-SHIS)

- 本町の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。
- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある
- 地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度6弱の地震が7.3%の確率で発生すると言われている。

↓【地震ハザードステーション（J-SHIS）】氷川町

URL：<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

【今後30年間で震度6弱の地震に見舞われる確率の分布図】



(その他)

・台風による災害

本町では、台風が九州の西岸に接近又は、上陸する場合に大きな災害が発生しやすい。平成29年7月に上陸した台風第3号により農作物に甚大な被害をもたらした。近年は、台風の発生回数や上陸回数が上昇傾向にある。

↓【気象庁台風情報】

URL：<https://www.jma.go.jp/jp/typh/>

(感染症)

新型の感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

↓【感染症情報（厚生労働省）】

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

(円滑な避難のための道路整備)

- 津波・高潮時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 447 人
- ・ 小規模事業者数 407 人

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所立地状況等)
卸売・小売業	83	73	主に国道及び県道沿いに分布
宿泊・飲食サービス	167	141	同じ
製造業	49	49	同じ
建設業	121	120	町内各地に点在
その他	27	24	同じ
合計	447	407	

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組

- ・ 防災計画の策定 避難所の設定、防災マップの作成と周知。
- ・ H P、防災行政無線 防災情報メール等を通して防災情報を提供。
- ・ 防災備品の備蓄 役場の総務課にて管理。備蓄については、町内 4ヶ所の備蓄倉庫において非常食、飲料水、生活用品等を備蓄
- ・ 防災訓練の実施 各地区にある自主防災組織や学校にて防災訓練。

2) 当会の取組

- ・ 平成 2 5 年氷川町商工会危機管理マニュアルの策定 (令和 2 年 4 月更新)
- ・ 防災備品・支援物資の搬入搬出の支援
- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知。
- ・ 熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険の加入推進

II 課題

当町では、東日本大震災以前から、防災施設や資機材等の整備に加え、地域防災力の向上を重視し、地区づくりや自主防災組織の育成・強化等の事業に取り組んできたが、熊本地震という大規模災害の経験を踏まえ、あらゆる事態を想定した備えを更に推進していくことが、とても重要であると考えられる。

このようなことから、当町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、地区内小規模事業者に対して、今後想定される大規模自然災害から生命・財産を守り持続的な事業の成長発展を実現するために、国や県と連携のもと、事業継続力の強化を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

(1) 事業者 B C P の策定が進んでいない

当地区は幸い災害が少ない地域であったこともあり、事業継続計画等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業所に限られている。事業継続計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。当会と当町との連携による取組強化の必要性が高まっている。

(2) 支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や、事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

（３）小規模事業者の策定手法

国をはじめ関係機関等から事業継続計画（ＢＣＰ）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があつているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

Ⅲ 目標

- ・ 当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等・影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・ 発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルート連絡体制を構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

＜事業者ＢＣＰ策定の推進に関すること＞

- ・ 地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に１回実施する。開催通知は、対象者への郵送及び当会と当町広報のページにて情報発信する。
- ・ 事業所が策定した事業継続計画（ＢＣＰ）（もしくは事業継続力強化計画）の取り組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い従業員・関係者に周知を行うフォローアップの実施支援を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和３年４月１日～令和８年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

＜１．事前の対策＞

本計画と氷川町地域防災計画や令和２年に策定した「感染症予防マニュアル」の整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するために取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、ＳＮＳ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

<定量目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
B C P策定件数	2	2	2	2	2

B C P策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

2) 商工会自身の事業継続計画作成

- ・平成25年3月に危機管理マニュアル作成(令和2年4月更新済：次回 令和3年5月更新予定)

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続の取り組みに関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取り組み状況の確認
- ・当会と当町で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・商工会の事業継続計画に従い、SNS、商工会災害システムにて迅速に確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身が、まずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身が、まずは安全を確保し、家族の安全が図られ、地域の安全が確かめられた後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

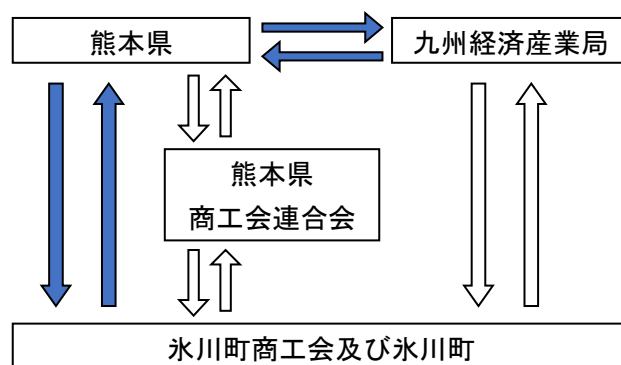
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- ・町で取りまとめた「氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当町より熊本県へ報告する。



＜4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

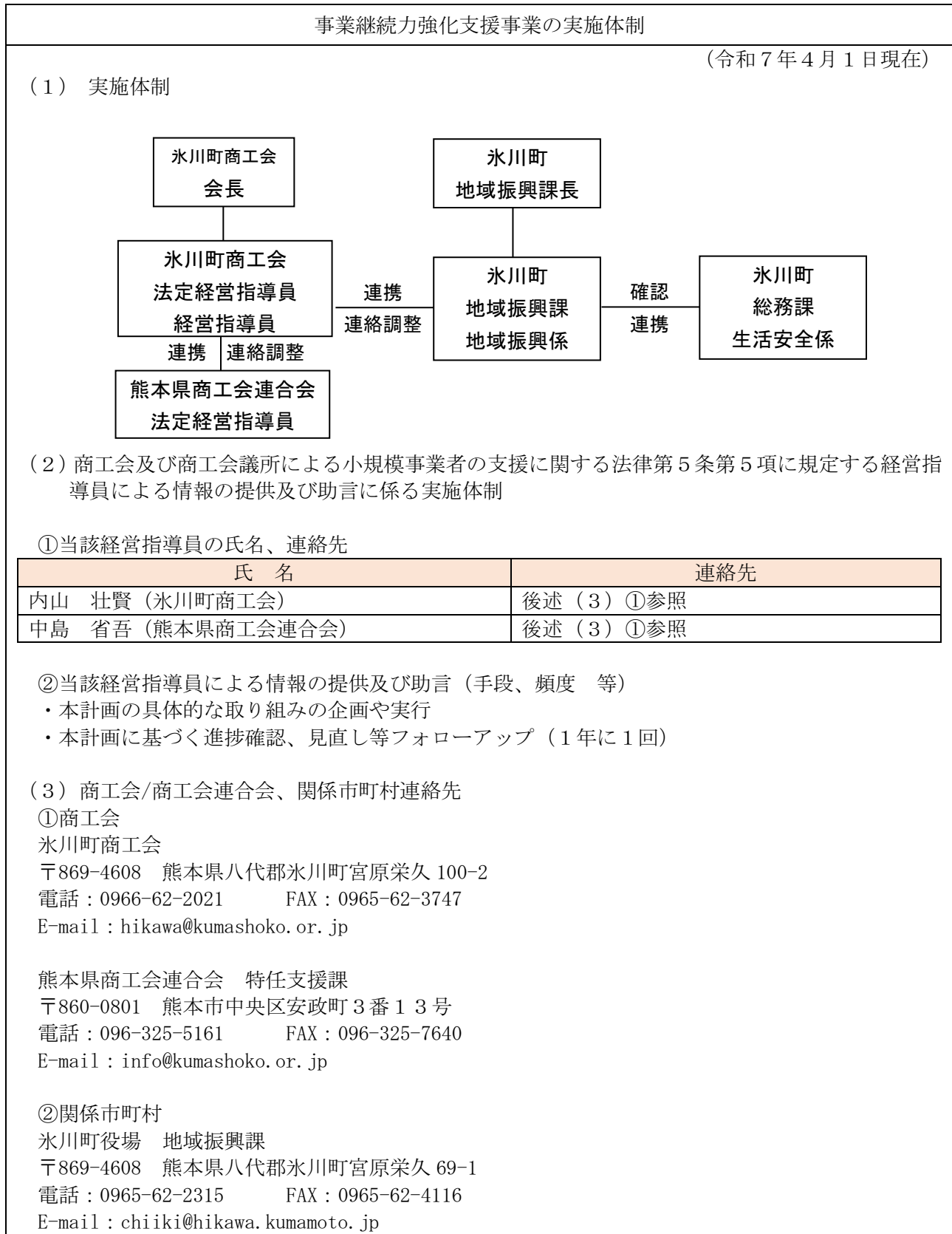
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
必要な資金の額	5 2	5 2	5 2	5 2	5 2
講師謝金	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
講師旅費	5	5	5	5	5
資料印刷費	5	5	5	5	5
防災、感染症対策費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、氷川町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	